

一般社団法人 岩手県農林漁業団体役職員連盟
会 員 規 程

昭和 59 年 12 月 12 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 5 条に定める正会員の資格、権利義務を明確にすることを目的とする。

(正会員資格)

第 2 条 この連盟の正会員の資格は、理事会で承認された岩手県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する次に掲げる団体の常勤役員及び職員とし、職員にあっては、当該団体との雇傭契約が 2 か月以上の常時勤務する者、常勤役員にあっては当該団体と委任契約者であり、健康保険法の被保険者とし、臨時等職務上の呼称の如何を問わないものとする。

- 1 農業協同組合
- 2 農業協同組合連合会（農業協同組合中央会を含む）
- 3 農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合中央会を含む）
を主たる構成員とする法人
- 4 一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟
- 5 漁業協同組合、漁業協同組合連合会
- 6 森林組合、森林組合連合会
- 7 農業共済組合
- 8 岩手県農業会議
- 9 土地改良区、岩手県土地改良事業団体連合会
- 10 その他この連盟の目的に賛同し、広く農林漁業の発展に寄与すると認められた法人

(賛助会員)

第 3 条 この連盟の賛助会員の資格は、第 2 条に定める団体とする。

- ② 前項の団体の職員及び常勤役員をこの連盟に加入させる場合、当該団体はこの連盟の賛助会員とならなければならない。

(権利・義務)

第4条 正会員はこの連盟の定款、規約に定める義務を遂行した後でなければ、施設・制度の利用並びに権利義務の主張・行使をすることができない。

(加入申込)

第5条 この連盟の正会員及び賛助会員になろうとする者は、加入申込書に所属団体名、氏名及び住所を記載した書面を添えて、この連盟に提出しなければならない。

② 理事長は、前項の申込を受け、その加入の承諾は書面をもって申込者に通知し、会員名簿に登録するものとする。

③ 加入申込みをした者は、前項の承諾のあった日から正会員及び賛助会員となる。

(加入申込書の記載事項の変更等)

第6条 正会員及び賛助会員は第5条第1項の規定によって提出した書類の記載事項に変更があったとき又は定款第8条及び第10条第1項第2号に該当するときは、直ちにその旨を書面でこの連盟に届け出なければならない。

(脱 退)

第7条 正会員及び賛助会員の脱退は、定款の第8条及び第9条並びに第10条の規定によることとする。ただし、賛助会員が任意脱退する場合にあっては、事前にこの連盟に対し脱退の予告をしなければならない。

② 前項の規定により正会員及び賛助会員が脱退したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の決議を経るものとする。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和59年12月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日一部改正)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 20 日一部改正）

この規程は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 17 日一部改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。